新	旧	備考
輸出手形保険運用規程	輸出手形保険運用規程	
平成13年4月1日 10-制度-00035 沿 革 (略) 平成25年8月5日 一部改正	平成13年4月1日 10-制度-00035 沿 革 (略)	
第1章 第1条~第1条の2(略)	第1章 第1条~第1条の2(略)	
第2条 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。 一 手形金額が送状金額の範囲内で取り組まれていること。 二 船荷証券、航空運送状、複合運送証券、海上運送状(海上運送状に関するCMI統一規則を摂取するとともに、あらかじめ荷送人が附属貨物の処分権を放棄していることが明記されているものに限る。)又は郵便局が発行する郵便小包受領証が添付されていることとし、これらの添付書類の附属貨物の荷受人は、当該手形の取立銀行であること。ただし、船荷証券又は証券と引換えに当該貨物を引き渡すことが明記されている複合運送証券が全通揃っている場合はこの限りでない。	第2条 銀行は、荷為替手形の買取に際し、次の各号の要件が備わっていることを確認すること。 一 手形金額が送状金額の範囲内で取り組まれていること。 二 海上運送法に基づき船舶運航事業を行う者その他これに準ずる外国の船舶運航事業を行う者、航空法に基づき航空運送事業を行う者、貨物利用運送事業法に基づき貨物利用運送事業を行う者若しくはこれらの代理人、または日本貿易保険が特に認めた者の発行する船荷証券、航空運送状、複合運送証券、海上運送状(海上運送状に関するCMI統一規則を摂取するとともに、あらかじめ荷送人が附属貨物の処分権を放棄していることが明記されているものに限る。)又は郵便局が発行する郵便小包受領証が添付されていること。ただし、これらの添付書類は次の要件を備えたものであること。	
三 輸出者が海上保険その他運送に係る損害保険を付することを条件 とする輸出契約にあっては、 <u>商品の種類により慣行上必要かつ充分な</u> 条件で担保されており、かつ、戦争保険約款及び同盟罷業約款付であ	三 輸出者が海上保険その他運送に係る損害保険を付することを条件とする輸出契約にあっては、保険証券が添付されていること。 なお、当該保険の具備すべき要件は海上保険にあっては次の要件	

のとおりとし、その他の保険の場合にあっては海上保険に準ずる る保険証券が添付されていること。 ものであること。 イ 信用ある保険業者の発行したものであること。 ロ 送状金額の全部が担保されており、かつ、表示通貨は手形上 の表示通貨と同一であること。 ハ 保険の目的たる貨物の種類及び数量が船荷証券及び送状の記 載と一致していること。 ニ 積込船名並びに積込、積替及び荷揚地の記載が船荷証券の記 載と一致していること。 ホ 商品の種類により慣行上必要かつ充分な条件で担保されてお り、かつ、戦争保険約款及び同盟罷業約款付であること。 へ 保険証券に手形振出人の白地裏書があり、複本の全通が揃っ ていること。 ト その他必要かつ適正な記載事項を備えていること。 $2 \sim 3$ (略) $2 \sim 3$ (略) 第3条~第4条の2 (略) 第3条~第4条の2 (略) 第2章~第10章 (略) 第2章~第10章(略) 附則 この改正は、平成25年8月15日から実施する。 別紙 (略) 別紙 (略) 別表 (略) 別表 (略) 別紙様式第1~6 (略) 別紙様式第1~6 (略)